

産業教育設備整備事業（現物寄附関係）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、産業教育設備整備事業（現物寄附関係）（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（寄附物品の取扱い）

第2条 事業の目的に賛同した個人、団体、企業等からの寄附物品は、事前にマッチングを行った学校に整備する。

2 事業は、学校の設備、備品等の整備であって、教育環境の改善に資するものとする。

（要望物品の登録）

第3条 学校長は、現物寄附による整備を行おうとするときは、当該物品の概要、その他必要な事項を産業教育設備整備事業に係る希望調査時に提出する以下の書類に記載し、教育施設課長に提出する。

（1）産業教育設備整備事業と併用する場合

産業教育設備整備希望一覧表（様式1）及び現物寄附希望一覧表（様式2）を提出する。

（2）現物寄附のみによる場合

現物寄附希望一覧表（様式2）を提出する。

2 教育施設課長及び教育指導課長は、提出された書類の内容を確認し、必要に応じて助言を行う。

3 教育施設課長は、要望物品に関する情報をホームページへの掲載等により公表する。

（要望物品の削除）

第4条 学校長は、購入その他の方法により要望物品が整備された場合、または、要望の取り下げを希望する場合は、すみやかに要望取下書（様式3）により、教育施設課長に対し登録の削除を申し出なければならない。

2 教育施設課長は、前項の申し出に基づき、要望物品の情報を削除する。

（寄附の呼びかけ）

第5条 学校長は、個人、団体、企業等に対し、以下の条件を付して、要望物品を周知するとともに、現物寄附の呼びかけを行う。

（1）物品の使用に際して、一定期間寄附者若しくはメーカーからサポートを受ける。なお、寄附者によるサポートの一環として、寄附先の教員や生徒に対して、寄附物品に関する実技講習会を開催する。

(受入の検討)

第6条 登録されている物品の寄附を申し出る者は、寄附申出書(様式4)により教育施設課長にその旨を申し出る。

2 教育施設課長は、寄附を申し出た者に対して、物品に関する情報提供シート(様式5)の提出を依頼する。

3 教育施設課長は、当該物品を登録している学校に前項で提出された情報提供シートを提供する。

4 学校長は受け入れについて検討し、その結果を教育施設課長に報告する。なお、検討にあたり、寄附申出者又は学校の求めに応じて、現地の確認等を行う。また、学校長は教育施設課長及び教育指導課長に助言を求めることができる。

(受入の通知)

第7条 教育施設課長は、学校長からの報告に基づき、寄附者に対して受入の可否を通知するとともに、受け入れる場合は、直ちに寄附者と学校長において寄附の受入手続きを行う。

(寄附のお礼等)

第8条 教育施設課長は、現物寄附の寄附者が希望するときは、寄附者名その他関係事項について、ホームページへの掲載等により公表する。

(事業の実施及び報告)

第9条 学校長は、現物寄附の受入が完了したときは、実績報告書(様式6)を教育施設課長に提出する。

2 教育施設課長は、前項の報告書に基づき、ホームページへの掲載等により実績を公表する。

附則

この要領は、平成31年3月15日から施行する。